

りそなビジネスデビットカード

海外旅行傷害保険のご案内

被保険者：りそなビジネスデビットカード会員（注）
補償期間：会員である期間

（注）会員とはりそなビジネスデビットカード会員規定に定める会員をさします。

海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)

傷害による死亡・後遺障害	最高3,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	20万円限度
救援者費用等	100万円限度

○適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払いにりそなビジネスデビットカードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。
※所定の料金とは…
①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。
募集型企画旅行は、日本出国前にりそなビジネスデビットカードをご利用いただいた場合に限ります。

○責任期間：「適用条件」に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって日本国内の（保険の対象となる旅行期間）住居を出発してから住居に帰着されるまでの間て、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までが責任期間となります。ただし、その料金のお支払いにりそなビジネスデビットカードをご利用いただいた時以降に限り、また、1回の海外旅行ごとの責任期間は、それぞれ次の期間をもって限度とします。
①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いにりそなビジネスデビットカードをご利用いただいた場合は日本出国時から90日後の午後12時までの旅行期間。
②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いにりそなビジネスデビットカードをご利用いただいたときは、最初の利用時から90日後の午後12時までの旅行期間。

注意事項

※ご出発前に上記保険に関する手続きはいっさいありません。
※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救援者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。
※りそなビジネスデビットカード付帯の旅行傷害保険(海外)の死亡・後遺障害保険金額につきましては、他のデビットカード・クレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。
※海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。
※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。

海外でお困りの際のホットラインサービス

●病気やケガをされた場合 ●損害賠償を請求された場合

●身の回り品の盗難・損害

24時間日本語相談

海外ホットラインへの連絡方法
【ご注意】携帯電話は、ご利用になれない場合があります。

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
カナダ	1-833-907-6700
アルゼンチン	0800-777-0085
コロンビア	01-8009-812123
ブラジル	0800-761-0212
ペルー	0800-53-280
メキシコ	001-800-123-3308

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
中国	4001-203739
香港	800-90-0356
韓国	00798-81-1-0831
台湾	00801-81-2770
タイ	1800-011-212
シンガポール	800-8110-824
フィリピン	1-800-1-8110336
インドネシア	007803-81-1-0038
ベトナム	120-81-045

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
オーストラリア(※1)	1-800-718-264
ニュージーランド	0800-64-0363

ヨーロッパから

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
イギリス	0808-23-44567
イタリア	800-7-83839
オーストリア	0800-298828
ギリシャ	00-800-8113-0137
スイス	0800-89-5138
スウェーデン	020-790-250

海外でお困りの際のホットラインサービス

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
スペイン(※2)	9009681-90
チェコ	800-143-106
デンマーク	8025-4536
ドイツ	00800-1-80-2112
ハンガリー	06-800-21617
フランス・モナコ	0800-900-6165
ベルギー	0800-1-2552
ポーランド	00-800-811-1219
ポルトガル	800-8-81-040
ルクセンブルク	8002-6045

アフリカから

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
南アフリカ	0800-99-5549

中近東から

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
イスラエル	1-80-946-5201

ロシアから

お客様のご滞在先	電話番号(無料電話)
ロシア	8-800-301-8861

(※1)クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。
(※2)スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	(81)50-3820-1301
日本国内から	0120-08-1572(無料電話)
	018-888-9547

国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。各番号で電話がつかない場合は、「損保ジャパン海外ホットライン」にコレクトコールでおかけ直してください。
電話番号は、お間違いのないようおかけください。

国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。
(参考)オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例：
ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステーションターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)
※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。
オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line.
Go ahead, please.
(お待たせしました。お出ましたのでお話しください。)

○オペレータが、こう言ったら……
・Hold on, please.または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
・Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
・Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
・Go ahead, please.(どうぞお話しください)
・The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●電話ご利用上の注意点<海外ホットライン>

* ()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号は不要です。
* 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料およびサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。
* 無料通話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただく「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。
* お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合もありますので、あらかじめご了承ください。
* 電話番号は最新のものを掲載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

りそなビジネスデビットカード海外旅行傷害保険に関するお問い合わせ先

●損害保険ジャパン海外ホットライン

0120-08-1572 受付時間24時間・年中無休

保険金をお支払いする場合（カード利用条件あり）

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷害	死亡後遺障害	最高3,000万円	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合…保険金額（死亡・後遺障害）の100%をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%をお支払いします。 注① ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。
	治療費用	1回の事故につき100万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出された金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれの保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（傷害治療のみ） ④入院のために必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費。（1回の事故につき合算して20万円限度） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。
疾病	治療費用	1回の病気につき100万円限度	被保険者が、①海外旅行開始後に発病した病気がもとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。（ただし、補償期間終了後の発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限ります。） ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日以内を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注① 特定の感染症とはコレラ、バスタ、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱をいいます。 注② ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま	注① 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払いになることが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。
	賠償責任	1回の事故につき2,000万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注① 他人のものには、以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の不動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。）	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害保険ジャパン株式会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 注② 賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン株式会社の承認を必要とします。
携行品損害	1旅行中20万円限度	補償期間中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注① 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。） なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内（一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるもの、業務用機器、別送品など	1回の事故につき携行品1つ（1個または1対）あたり10万円を限度として、損害額（損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。）をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について5万円を限度としてお支払いします。また、パスポートについては5万円を限度に再発給費用（現地で負担した場合に限りま	1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は自己負担していただきます。 損害額－3,000円（免責金額）
	自己負担額1回の事故につき3,000円			
救護者費用等	100万円限度	被保険者が、補償期間中に①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または7日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、7日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りま	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③現地および現地までのホテル客室料（救護者3名分を限度とし、かつ1名につき14日分までを限度） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。（100万円限度）	

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。
※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

保険金をお支払いできない主な場合

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷害	■ 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■ けんかや自殺、犯罪行為 ■ 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転 ■ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ ■ 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ■ 旅行開始前、終了後に発生したケガ ■ 危険な運動（ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故
疾病	■ 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■ けんかや自殺、犯罪行為 ■ 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ■ 妊娠、出産、流産、これらに起因する病気 ■ 歯科疾病 ■ 旅行開始前に発病した病気（既往症） ■ ビッケル・アイゼンなどを使用する山岳登はん中の高山病
賠償責任	■ 被保険者の故意 ■ 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■ 職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ■ 親族に対する賠償責任 ■ 航空機、船舶、車両、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ■ 預かっている物に関する賠償責任（ただしホテルのルームキー、レンタル業者から借借した旅行用品などは除きます。）
携行品損害	■ 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■ 差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難に必要な処置を除きます。） ■ 無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転 ■ 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■ 携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ■ 携行品の置忘れまたは紛失 ■ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ■ 危険な運動（ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中のその運動固有の用具の損害
救護者費用等	■ 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■ けんかや自殺（死亡された場合を除きます。）、犯罪行為 ■ 戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ■ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院 ■ 歯科疾病による入院 ■ 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院
	など

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので、詳しくはP.8の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金の請求について（手続き・必要書類）

1.保険金請求手続き

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.6～記載しております「日本語安心サービス」によって必要書類のお手配から保険金支払いまでを行なっております。ただし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求される場合には現地ですしお手配できない下記「2.必要書類」に掲げる書類（一覧表の太枠内）を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパン日本語安心サービス」あてに事故の内容をご報告ください。

※現地にて保険金請求手続きなどでお困りの場合も「日本語安心サービス」をご利用ください。

2.必要書類

○印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものであれば認められせん。※印は当社所定用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類	治療費用保険金（傷害・疾病）	携行品損害保険金	死亡保険金（傷害）	後遺障害保険金	救護費用等金	賠償責任対人	保険金対物
必要書類							
eチケットのコピー	○	○	○	○	○	○	○
※保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
現地でしか手配できない書類							
医師の診断書	○					○	
治療費の明細書および領収書	○					○	
死亡診断書または死体検案書（死亡時のもの）			○		○		
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類	○				○		
示談書・示談金額収収書						○	○
損害額（修理費など）を証明する書類		○					○
※損害品明細書		○					
損害額を証明する書類		○					
死亡保険金受取人の印鑑証明書			○				
会員の印鑑証明				○			
除籍後の戸籍謄本			○				
法定相続人の戸籍謄本			○				
委任状			○				
※後遺障害診断書				○			
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○

ご案内

e チケットのコピー	搭乗券半券、搭乗証明書など日本出入国日が分かる書類でも結構です。
※ 保 険 金 請 求 書	事故のご報告後郵送させていただきます。
医 師 の 診 断 書	現地発行のものをお持ち帰りください。（注記の波線部分をご参照ください。）
治療費の明細書および領収書	病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
死亡診断書または死体検案書（死亡時のもの）	診断書または検案した医師または病院発行のもの。
事 故 証 明 書	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただく場合がございます。
支出を証明する書類	現地で支出した費用の領収書
示談書・示談金額収収書	作成していただいた大きな事故の場合は安易な示談は避け「日本語安心サービス」までご相談ください。
損害額（修理費など）を証明する書類	損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類（修理費用見積書、修理費領収書）、写真など。
明 する 書 類	送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
※ 損 害 品 明 細 書	損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示を願います。
損害額を証明する書類	市区町村役所で発行
死亡保険金受取人の印鑑証明書	同上
会 員 の 印 鑑 証 明	同上
除 籍 後 の 戸 籍 謄 本	同上
法定相続人の戸籍謄本	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
委 任 状	同上
※ 後 遺 障 害 診 断 書	事前に会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をみずほビジネスデビットにより支払ったことを証明する書類（例・売上票のお客様控えなど）

（注）本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
疾病の場合は事故証明書は必要ありません。